

【主担当部局：教育委員会】

現状と課題

- ①不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、市町の教育支援センターに心理や福祉の専門人材を配置し、専門的見地からの支援や相談を行うとともに、有識者の助言を得ながら、訪問型支援を進めています。今後は、高校段階で不登校等の状況にある子どもたちにも、学習支援や自立支援等の支援ができる体制づくりを進める必要があります。
- ②市町が実施する外国人児童生徒教育への財政的支援を行うとともに、日本語指導や適応指導等を行う相談員や翻訳等を行う支援員を配置し、外国人児童生徒への支援に取り組んでいます。本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高いことから、就学促進や日本語指導、進学支援を進めていく必要があります。
- ③子どもたちが登下校中に交通事故の犠牲となる事案が後を絶たないことから、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応状況を確認し関係部局と共有するとともに、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る学校への助言、交通安全担当教員やスクールガードへの講習を行いました。今後、危険箇所に対する具体的な安全対策を関係機関へ働きかけるとともに、地域による学校安全推進体制の構築に向け、市町と連携し、学校安全ボランティアであるスクールガードによる見守りの強化や安全教育を一層進める必要があります。
- ④新型コロナの感染防止のため、学校における衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組んでいます。新型コロナの影響下にあっても学びが継続できるよう、引き続き感染症対策を徹底するとともに、子どもたちの学習支援などに取り組む必要があります。

令和4年度の実行方向

- ①高校段階で不登校や休学、中途退学により学校との関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組み、社会的自立の促進、将来的なひきこもりの防止につなげます。潜在的に支援を要する児童生徒について、早期の課題把握と学校での組織的な対応に係る取組を進めます。市町の教育支援センターに心理や福祉の専門家を配置し、教育支援センターを核とした不登校児童生徒への支援に取り組めます。
- ②市町が実施する外国人児童生徒教育の取組への財政的支援や、日本語指導・適応指導を行う巡回相談員の小中学校への派遣、オンラインによる日本語指導等を実施します。高校では、学習支援や進路指導等を行う専門人材を拠点校へ配置します。義務教育段階の学びを提供する夜間中学の体験教室を引き続き実施し、実証研究を通して丁寧にニーズを確認し、公立夜間中学の方向性を定めます。
- ③通学路における安全確保のため、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応状況を確認し、警察等との連携や市町への働きかけを行うとともに、学校安全ボランティアであるスクールガードのスキルアップや、交通安全指導担当教員の講習会を通じて、見守りの強化および安全教育を推進します。

- ④児童生徒が安心して学校で学習できるよう、新型コロナウイルスに係る感染防止対策を徹底するための必要な人材を配置するとともに、県立学校における通学時の「三つの密」を避けるため、スクールバスを増便します。

主な事業

①（一部新）不登校対策事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R3) 29,258千円 → (R4) 44,987千円

事業概要：高校段階で不登校や休学、中途退学により学校との関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組みます。小中学校のモデル校を指定して、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭に、学校での早期かつ組織的な対応ができるよう、共通の基準で課題を把握するスクリーニングの取組を進めます。市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組みます。

②（新）オンラインを活用した不登校児童生徒の居場所づくり事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R3) ー千円 → (R4) 7,040千円

事業概要：不登校児童生徒が社会につながるきっかけを得ることができるよう、ファシリテーターの適切な管理のもと、オンライン上で安全で安心して交流できる居場所として、不登校児童生徒が個別もしくはグループで対話や体験活動ができるコミュニティを創出します。

③（一部新）多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R3) 32,677千円 → (R4) 34,082千円

事業概要：市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への財政的支援を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員の派遣を行うとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。義務教育段階の学びを提供する夜間中学の体験教室を引き続き実施し、実証研究を通して丁寧にニーズを確認し、公立夜間中学の方向性を定めます。

④社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R3) 21,811千円 → (R4) 16,152千円

事業概要：外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。

⑤学校安全推進事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額：(R3) 3,000千円 → (R4) 2,910千円

事業概要：学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。また、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

⑥高校生安心安全通学支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R3) 173,123千円 → (R4) 163,538千円

事業概要：県立高校の生徒の登下校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、通学時における路線バス等の公共交通機関の乗車率が高く、さらに代替の交通手段がない学校において、登校時間の調整等では混雑を回避できない公共交通機関の路線に、スクールバスの増便等を行います。

⑦特別活動支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額：(R3) 6,800千円 → (R4) 6,800千円

事業概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、その経費を負担します。

